

第2次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕占領政策 — 経済政策〔帰属財産の処理〕を中心として —

李 相 瞳

キーワード

アメリカ占領政策	(American occupation policy)
アメリカ軍政当局	(American Military Government)
帰属財産	(reverted property)
総督府	(Government-General)
植民地支配	(a colonial rule)
軍政法令	(Ordinance)

はじめに

- 1 アメリカ軍政当局の帰属財産の接收及び管理
- 2 アメリカ軍政当局の帰属財産に関する政策
- 3 帰属財産の運営と工業化の性格
- 4 アメリカ軍政当局及び李承晩政権の帰属財産の払下げ

おわりに

はじめに

第2次世界大戦が終わると、植民地諸国は独立を獲得し、韓国〔朝鮮〕も約35年間の日本の植民地支配から免れ、「民族解放」を迎える。日本帝国主義——以下、日帝と略記する——の敗北は、韓国〔朝鮮〕民族の即時独立を意味すると共に、新たな社会を建設し、更には何等かの社会的革命の同伴をも意味し、そこには幾多の課題が存在した。それは、①韓国〔朝鮮〕問題の国際的制約性を如何に克服するかという問題、②日帝の植民地遺制を如何に清算し、自主独立国家を建設するかという問題である¹⁾。特に②は植民地権力者の側に身を寄せた親日派の処罰・追放と従来の日本人所有の財産及び親日派所有の財産を没収し、それを如何に処分するかの問題である。だが、それらの課題は徹底的に行なわれず、親日派の支配権力も排除されなかつたばかりか、韓国〔朝鮮〕はアメリカ・ソヴェト両国の利害関係によって「南北分断」され、「一国家・二政府」体制が成立することになるのである。

そこで、②との関連で言えば、アメリカ軍政当局（American Military Government）は、韓国〔朝鮮〕人の財産全てに対しては不問に付し、従来の日本人所有の財産・帰属財産——以下、帰属財産と略記する——接収・管理するに留まらず、その財産の一部を払下げ始める。その財産は、アメリカ軍政当局が接収する以前に既に新日的な縁故者に売却されるか、或いは労働者によって共同管理されている。だが、その労働者による共同管理は、アメリカ軍政当局によって全く拒否される一方で、帰属財産の個人的な「縁故者」にその管理権が与えられた後、アメリカの対韓国〔朝鮮〕占領政策によってその「縁故者」を中心に払下げ始められるのである。

アメリカ軍政当局による帰属財産の処理は、1948年8月15日に北緯38度線の以南——以下、以南と略記する——における李承晩政権が樹立される迄に、帰属農地に対する農地改革とその他の帰属財産、例えば、企業体・不動産・住宅等の払下げとの二つに分けられて実施された。だが、帰属財産に限って言えば、此れという程の成果を上げられずに終わっている。又その払下げ

の大部分は、李承晩政権の誕生に伴って直ちに同政権に移管されている。そこで本稿は、アメリカ側及び李承晩政権によって行なわれた帰属財産の処理とは、如何なる原則と過程を通して成り立っているのか、又それはその後の韓国経済の形成・資本蓄積過程に如何なる影響を及ぼすこととなるのかを、主に大韓民国側の資料を用いて究明しようとするものである。

1 アメリカ軍政当局の帰属財産の接收及び管理

1945年8月15日に韓国〔朝鮮〕民族が日帝の植民地支配から「民族解放」されるや、アメリカ占領軍は以南占領の前に、アメリカ軍太平洋司令官の布告令第1号を以って以南内の国公有財産のみを接收し、「日本人の私有財産権は保護する」という立場を明らかにした。又アメリカ軍政当局は、日帝の植民地的遺制=植民地的体制を受け継ぎ、韓国〔朝鮮〕経済に対する独占的支配体制の確立を図ることとなる。アメリカ占領軍は以南上陸後間もなく、いわば「布告統治」を基礎とし、9月20日にはアメリカ軍政当局を設立すると共に、支配権掌握のための具体的な占領政策を実施し、帰属財産に対する政策方針を明らかにした。すなわちアメリカ軍政当局は、軍政法令第2号「敵産に関する件」を公布し、帰属財産の譲渡手続に関する事項を発表した。それに伴って、日帝の植民地体制の解体、以南における民主化改革に対する輪郭が或る程度明確となって來るのである。

アメリカ占領軍は、以南占領の翌日から帰属財産の接收に乗り出し、帰属財産一切を連合国の大戦後敵産処理の基本原則——實物賠償主義——に立脚して、アメリカ軍の管理下に置くと宣布し、先ず「敗戦国所属財産の凍結及び移転制限の件——1945年9月25日軍政法令第2号 (Concerning Property Transfers) ——」を発表して、帰属財産の売買を禁止し凍結している。すなわちアメリカ軍政当局は、韓国〔朝鮮〕以南内におけるあらゆる國・公有財産の接收を確認し、又日常の生活必需品を始めとし、土地・工場・鉱山に至る迄の日本人の私有全財産〔帰属財産〕に対しては、アメリカ

軍政当局の法務局による売買に関する内容の事前審査を条件にして、財産の売買を許可する²⁾ことを明らかにしたのである。

一方、アメリカ軍政当局は、D. マッカーサー (D.MacArthur) 一布告の私有財産尊重の条項が日本人の財産にも適用される点を数次に渡って明白にしている。9月24日に日本人の前鉱工局長に対して、「アメリカは正義と正直を信条とするので、韓国〔朝鮮〕人の任意接収は容認しない。それに対しては適当な措置を取る」³⁾、としている。アメリカ軍政当局が27日に提示した法案は、「日本人の所有権を尊重してアメリカ管理下に韓国〔朝鮮〕の中の有能な人物を首脳にしてその企業を続行する、利益の配分は公明正大に行なう」⁴⁾となっている。又28日には「日本の陸・海軍の財産はアメリカ側に帰属される」と表明し、「連合国に承認を得ている者のみが該当財産を所有しうる」という軍政法令第4号を発表した。かくして、10月11日にアメリカ軍政当局は、日本人企業の中の42の工場の接収を終えている旨を、アメリカ軍政長官A. アーノルド (A.V.Arnold) 少将の名で公布している⁵⁾。

又同11日に、アメリカ軍政当局は帰属財産の譲渡・取得及び売買の問題に対しては韓国〔朝鮮〕人から成る帰属財産の購入を許可しているが、その財産の売買に関しては、9月25日付の軍政法令第2号に依拠することを主な内容とする、「日本人財産譲渡手続」を発表している。A. アーノルド軍政長官は、「現在約50万人の日本人が帰国を希望しているが、彼等の所有財産の売買は、軍政法令第2・3号に依拠せねばならない。万一、日本人の所有している財産の売買が完了していない場合には、アメリカ軍政当局が此れを接収する」とし、「又敵国所有の財産は、アメリカ軍政当局がを接収し、更にそれを適当な韓国〔朝鮮〕人に管理させる」⁶⁾と言明している。

なお、10月23日にアメリカ軍政当局は、「日本人財産の譲渡に関する第1項」を発表し、帰属財産の所有権の問題について明確に定めている。すなわち、「朝鮮総督府が所有している諸財産は、アメリカ軍政当局の財産とする、従って、アメリカ軍政当局以外の者が財産を使用及び管理するのは違法である、何人を問わず、不法な方法で取得した財産は、その事実を直ぐに当該財

産所在地の最も近い距離にあるアメリカ軍政当局官吏に申告し、財産の管理権をその軍政当局の官吏に移譲すること」⁷⁾を明記している。特に帰属財産の取得に関しては、「①韓国〔朝鮮〕人は、日本人の私有財産を合法的に購入することが出来る、但アメリカ軍政当局が規定する若干の規定に従うこと、②日本人の私有財産を購入する際は、適当な価格を支払うこと、③日本人の私有財産に対する支払金は、近所の銀行又は郵便局のアメリカ軍政当局の財産管理官の口座に入金すること」⁸⁾と規定している。

25日の食糧・衣類及び燃料の譲渡に関する第2項には、「韓国〔朝鮮〕人は盗取の食糧・衣類・燃料その他日本人財産と盗取財産を速やかにアメリカ軍政当局に返還し、民衆の利益のために販売すること、脅威や暴力によって日本人の店舗を奪取する者を警察に引き渡すこと」⁹⁾と規定されている。27日には、「韓国〔朝鮮〕人が個々の日本人所有の住宅、在庫商品、土地等を購入・貸借する際は、一般命令第3条の規定によって三つの手続を踏むこと」¹⁰⁾とし、売買には正式な売買予約書の添付を要求し、署名の強要、脅迫、暴力行為等を禁止する「日本人財産の譲渡に関する第3項」を発表した。30日には、土地建物、企業財産、工場等に対する大規模の財産の譲渡に関する規定として、「日本人財産の譲渡に関する第4項」を発表した。その売買手続が発表されるや、資産家及び悪質ブローカーが素早く動き出し、帰属財産の相続者となる者も現れ、民衆の間では不売同盟が組織されるや、アメリカ軍政当局による帰属財産保護と言う大儀名分は次第に薄くなって行った。

当初、アメリカ軍政当局は、「敵産〔帰属財産〕であっても、私有財産であれば尊重する、財産の売却代金は、アメリカ軍政当局の管理官が保管するので韓国〔朝鮮〕人には何等損失もない、従来の日本人の私有財産は日本人財産の中では少数を占め、大手会社や日本帝国政府所有の財産は、9月25日付法令第2号によって完全に没収した」¹¹⁾と説明し、国際法を遵守する方針から國・公有財産のみを接収し、日本人の私有財産の所有権を保護せんとしている。そのために、その私有財産の個人的売買及び処分を巡って不正と腐敗を招き、更に日本人は彼等の財産の権利を主張し始めた。その日本人側の

動きとアメリカ軍政当局の曖昧な態度は、韓国〔朝鮮〕民衆側からの熾烈な反発を招き、結局の所社会・経済的大混乱を助長する結果を齎らしている¹²⁾。

アメリカ軍政当局は、民衆の反発を抑える目的で「〔韓国〕朝鮮内所在日本人財産の権利帰属に関する件——12月12日同令第33号（Vesting Title of Japanese Property within Korea）——」を公布して韓国〔朝鮮〕内の従来の日本人所有の全ての財産を帰属財産とし、日本の戦時賠償の対象としてその全てを取得・所有・接収・管理し、それに係わる事務を開始した。その時点迄は、従来の日本人財産〔帰属財産〕を保護し、その譲渡及び売買の法的手続を認めていたが、同法令によって私有財産の所有権を無効とし、その譲渡の手続すらも無効となる。従って、当時迄アメリカ軍政当局が認定していた売買契約による韓国〔朝鮮〕人との取引が同法令によって無効と化された。又それを契機にアメリカ軍政当局は、「日本人の企業体及び金融機関を韓国〔朝鮮〕人経営者に譲渡し、資産は将来の韓国〔朝鮮〕政府に移管し、アメリカ軍政当局がそれを保管する」という政策方針を発表し、帰属財産の接収・管理への積極的な措置を取り始めている¹³⁾。

帰属財産が、アメリカ軍政当局によって接収・管理されると言っても、重要な産業施設を除く日本人の私有財産は売買行為を通じて譲渡され、そのまま法的に認められている。当時通用した通貨は、朝鮮銀行券であったために、法令に従って口座に預けて置かず、現金で取引された事例が少なくない¹⁴⁾と言う事実は注目に値する。特に日本政府は、11月20日に、アメリカ軍司令部に対して「朝鮮在留日本人の生命・財産の保護」に関する正式な要請を行なっている。すなわち「朝鮮在留希望の日本人の安住は勿論、一般の日本人の生命と財産を保護するについて、アメリカ軍政当局の好意的な配慮を図れる如く貴司令官の斡旋を要望する」¹⁵⁾と要請し、3項目に渡る要望事項を提出している。以上のような経過を経て、アメリカ軍政当局による帰属財産への積極的な接収及び管理が実施された。だがそれは、植民地的体制の解体と言う点で言えば、根本的措置とはなり得ず、変形的残存を意味している。

当時、アメリカ軍政当局によって接収・管理された主要な帰属事業体は、

総計3551個に上っている¹⁶⁾。それらを業種別構成の面から見れば、製造業が2354業体で最も多く、その外に鉱業が316個、農林・農産業337個業体、商業及びサービス業が318業体等で構成されている。更にその管理形態の面から見れば、中央直轄企業体—2個道（市）以上に渡るものーの管轄下にあるものは、403個、地方各市道管轄に入っているものが3148個であるが、その中の907個がソウル市の管轄下に置かれており、全国で最も多くなっている。上記の数字からすれば、韓国〔朝鮮〕以南にぬける総事業体の28.1%，又従業員を基準として見れば、39.5%，そして全体生産額の35%を占める事業体が接収・管理されたこととなる。その上帰属農地は「新韓公社（The New Korea Company）」を設立して管理され、その他の帰属不動産—土地・住宅・店舗ーは、当該所在地内の金融機関に管理が委任されている¹⁷⁾。

かくして、アメリカ軍政当局は、対韓国〔朝鮮〕占領政策において、第1段階である帰属財産の接収・管理から第2段階へと進み、帰属財産の払下げに着手しているが、それは一貫性のない政策となっている。そこで以下ではそれを究明するために、改めて「民族解放」後アメリカ軍政当局の帰属財産に関する政策を具体的に調べて見ることにする。

2 アメリカ軍政当局の帰属財産に関する政策

一言で言えば、アメリカ軍政当局は韓国〔朝鮮〕の占領統治の際、朝鮮総督府をそのまま置き、それを適当に監督せんとしたために、帰属財産の接収・管理及び払下も、植民地的遺産の清算のための処理の問題としてでなく、植民地的遺産「継承」の連続線上で行なわれたと言える。1945年9月20日に成立したアメリカ軍政当局の統治機構は、朝鮮総督府の機構をそのまま踏襲している。更に当時の遠藤総監及び各局長は解任されたものの、引き続きアメリカ軍政当局の行政顧問として居座っている点でもその虚偽性が伺われる。特に「全ての法律及び朝鮮総督府が発表して法律的効力を持つ規則・命令・告示・その他の文書等8月9日迄に施行中のものは、その間に既に廃止され

ているものを除き、アメリカ軍政当局が特殊命令として廃止する迄その効力を存続させる」¹⁸⁾というアメリカ軍政当局の発表に見る如く、一般行政も総督府の法令の下で実行された。そのようなアメリカ軍政当局の対応に対して、韓国〔朝鮮〕民衆が強力な反対行動を繰り広げるや、9月12日に阿部総督が辞任させられ、その替わりにA. アーノルド少将が軍政長官として就任し、10月5日には11名の韓国〔朝鮮〕人が行政顧問に委嘱されている。

かくして、アメリカ軍占領初期の制度的・行政的な曖昧な「占領政策＝帰属財産に対する政策・経済政策」が始まった。只国民生活と直接的な関係がある重要な産業施設15社については、アメリカ占領軍の占領と同時に、アメリカ占領軍が直接管理することとし、9月14日から接收し始めた¹⁹⁾。だが、重要産業施設の15社の接收及び管理は、その接收財産に関してはその帰属財産の「現状維持」と言うアメリカ軍政当局の基本的な占領政策の範囲内で実施された所に問題が存在する。それは、9月7日に布告第3号通貨第1条の「韓国〔朝鮮〕の住民に告げる」²⁰⁾とする布告にも明確に現れている。

すなわち、布告の「第3号第1条」において「アメリカ軍票を発行して法貨として通用させる」という布告にも拘らず、16日にA. アーノルド長官の命令で、「①アメリカ軍票は使用しない、②通貨は朝鮮銀行券のみとする、③只50銭以下の日本銀行補助貨—50銭、10銭、5銭—の使用は許可する」²¹⁾と発表している。その措置は、当時最小限の変化のみを望むアメリカ軍の「現状維持」の政策方針に由来している。だがそのような変更措置は、「民族解放」前後の朝鮮総督府が意図的に行なっている悪性インフレーション政策を認めるという結果を齎らしている。特に「民族解放」直後の朝鮮総督府による朝鮮銀行券の濫発行為を承認する結果となつたために、それは、当時の悪性インフレーションの責任の所在を曖昧にさせることになるのである。

アメリカ占領軍の「現状維持」方針は暫定的なものであって、しかも安定第一主義の基本方針の一手段に過ぎず、その手段によって日帝の植民地体制及び一部の無責任な、帰属財産への接收及び管理が正当化された所に問題が潜んでいる。例えば、アメリカ軍の以南占領と共に行なわれた朝鮮銀行券の

接収作業は、保管のみの地金・銀——300万ウォン——に対して、帳簿を照会することのみに留まっている。更に布告の実施は、「銀行券は長い歴史を持つ通貨であって、万一軍票を発行すれば、当然軍票と銀行券との交換比率が発生し混乱に陥るために、銀行券のみの使用が望ましいと考えられる」²²⁾という朝鮮銀行の副総裁星野の一言で、早急に通貨政策を変更した。すなわちアメリカ軍は、約3億5千万ドルの軍票を朝鮮銀行の金庫の中に入れ、それを使用しないとし、銀行券のみを通貨として認めたのである。アメリカ軍政当局による「金融機関の接収」と言っても、銀行券を法貨と認めていること、又その接収時期が遅れていること、日本人理事が留任されること等で、「民族解放」直後の朝鮮総督による「意図的な」通貨濫発に伴うインフレーションの責任が曖昧になる所に問題が秘められている。

一方、朝鮮総督府は布告第1・3号の法的解釈上の曖昧な点を旨く利用し、アメリカ軍政当局の帰属財産接収前に大部分の動産を既に処分している。更に軍政法令第33号の効力が発生する前に、既に賄賂と不法行為及び文書偽造等を行なって所有権を譲った²³⁾者も多く現れている。その点からすれば、アメリカ軍の帰属財産の接収・管理が民主化改革の始まりと言っても、占領初期には帰属財産の所有権の「形式的移転」に留める措置であった、と言える。すなわち、アメリカ軍政当局の帰属財産接収・管理が余りにも遅れ、更に朝鮮銀行券を「民族解放」後も、相当期間流通させたことで植民権力者・法人・個々人が日本への帰還前に、彼等の財産の売却機会を与えていた。アメリカ軍政当局は、後に帰属財産の売買を無効化しているが、時既に遅きに失した措置であって、日本人の財産の相当分が処分された後であったのである。

更に布告第1号「韓国〔朝鮮〕住民に告げる」の第4条では、「住民の所有権は此れを尊重する」²⁴⁾と明記している。その点に関して9月11日にJ. ホッジ司令官は総督府首脳に対して、又A. アーノルド軍政長官は16日穂積ソウル日本人世話会会长との会見の席で、「韓国〔朝鮮〕の住民には日本人も含まれる」と言明している。それは、経済政策の準備迄の暫定的なものであったが、その布告の法的根拠を強調する日本側は所有権行使せんとする

経済行為を行なった。「民族解放」後韓国〔朝鮮〕人の占有行為やその所有権をアメリカ軍政当局は認めず、又以南の唯一合法的な支配権力がアメリカ軍にあることを示している。そこで問題は、財産所有権の所在ではなく、従来の植民地体制の上に君臨しようとするアメリカ軍の姿勢であって、又それを出来る限り利用せんとする総督府という植民地権力の最終抵抗である²⁵⁾と言う点である。その抵抗は、「民族解放」に伴う植民地的遺産の断絶というよりも、その連續を斬らす要因として作用している点は注目に値する。

3 帰属財産の運営と工業化の性格

かくして、アメリカ軍政当局は、帰属財産を接収・管理し、「民族解放」後の対韓国〔朝鮮〕占領政策を展開している。その中の帰属財産の管理とは、管財令第1・11号を以って管財行政の例規を具体化したものである。更に軍政法令第8号「官房外事課及び財産管理課の設置」に基づき、中央管財機関を創設し、1946年4月には、同法令第74号「道財産管理処の職務権限に関する件」に基づき地方管財機関を設置した²⁶⁾。従って、帰属財産は同年からアメリカ軍政当局の管理下に入り、その状況の下で帰属事業体の生産・流通が成り立つに至った。そして管財令第8号「各種帰属事業体の運営に関する件——12月31日——」には、帰属事業体に関する運営・管理・監督権は、財産管理官の任命する当該事業体の顧問官に移管し、その顧問官は財産管理官に対して当該事業体を管理する管理人任命、原料の獲得、生産品の処分、資産の維持保存に関する財政上その他責任を負担する²⁷⁾と規定されている。

アメリカ軍政当局の帰属事業体に対する管理は最も不良なもの〔後述〕となっている。アメリカ軍政当局によって任命された管理人は、植民地時代に当該帰属事業体の従業員・縁故者又はそれと類似の業種に従事する韓国〔朝鮮〕人企業家、或いは通訳として堪能な者、その他政商輩であって、彼等は工場を受け持てば自分の物になるとし、それを一つの利権獲得として考えたのみである²⁸⁾。アメリカ軍政当局は、自らの無原則な経済政策〔占領政策〕

によって生産性の激減、大量失業の発生で社会的不安が深まるやそれを緩和し、反共体制構築のための資本主義経済の担当層を創り出す目的で帰属財産の払下げを始めた。47年3月に帰属事業体の円滑な管理のため、帳簿価格が100万ウォン以下の小規模事業機関を払下げる行政措置を取っている。それは①払下げ対象の帳簿価格は45年6月現在帳簿上に表示される価格による、②払下げ方法は原則的に一般公売又は非開封入札によるが、当該財産の主要部分を占有・運用・保護・所有しているか、入札価格が余りに低い場合は例外的に当事者の直接交渉によって払下げ得る、③1個以上の事業体の払下げを受けられない、2年以内には転売が不可能であること等である²⁹⁾。

その生産減少と関連して帰属工場の運営不振について見れば、1948年度の場合、帰属工場の勤労者は全体勤労者の51.7%となっているが、帰属工場の工算額は全体工算額の35%に過ぎない³⁰⁾ものとなっている。それは、「民族解放」後の帰属工場を新たな経済建設の土台とする再編策が適切に取られずにいることを意味している。そのような政策の不在は政治状況と関連があると推測される。アメリカ軍は以南占領後、建国準備委員会、人民委員会等の民衆中心の政治組織を認めず、又日本人企業においては、事業整理・在庫品原料等を放棄し、その代金と現金の持ち逃げによって事業停止が多くあった。更にアメリカ軍政当局は、労働者による日本人工場に対する自主管理をアメリカ軍政当局任命の管理人制度に替えるが、彼等の不当な利益を図る行為によって工場生産が破壊された³¹⁾例も現れているのである。

それは「民族解放」の時点で、高級技術者の大部分を日本人が占めていた点に由来している。日本側は、低賃金労働力を韓国〔朝鮮〕人で充当したが、高度な技術については、韓国〔朝鮮〕人の接近を禁止しており、その上技術者の約80%——1944年現在——は日本人で占められている。従って、熟練をする仕事の殆どを日本人が独占し、「民族解放」後機械設備を操作して修復する人材を欠いていた。特に化学・金属工業では、韓国〔朝鮮〕人の技術者の比率は、10%を若干上回る程度に過ぎなかったのである³²⁾。アメリカ軍政当局は、アメリカ軍を直接派遣するか、又は管理人の任命で帰属事業体

を運営すると言う方式を全帰属事業体に徹底せず、又アメリカ軍は以南占領後、9月10日に優先的に朝鮮銀行を接収し、14日から京城電気株式会社等を始めとする10余個の事業体を接収した³³⁾。1946年2月迄に3000余の帰属事業体の中で約357個に対して多少遅れて管理人が任命されている³⁴⁾。

そして帰属事業体は、中央直轄と地方管轄とに分けられた。中央直轄の事業体は310——商務部所管23個、農務部所管286個、運輸部所管1個——となっており、地方管轄の事業体は、1968個——商務部所管1671個、農務部所管286個、運輸部所管11個——となっている³⁵⁾。ところで、中央直轄の事業体については、アメリカ軍政当局によって優先的に管理人が任命され、アメリカ占領軍から管理人が、直接派遣される等、アメリカ軍政当局による影響力が相対的に強化されており、その事業体は大体大資本の事業体であった。その反面、小規模の事業体は地方管轄に入っている。

更にアメリカ軍政当局は、1946年初頭に、既に国務・陸・海軍3省調整委員会（State-War-Navy Coordinating Committee）の中の極東問題委員会において「アメリカ軍政当局は次の項目の『帰属財産』——すなわち〔農地・都市住宅・小規模の事業体〕——を販売しうる」³⁶⁾と決定している。そこには、小規模な事業体への帰属財産払下げについては、早くから民間を対象に行なう意向を持っていたことが伺われる。かくして1947年7月頃からは、小規模な帰属事業体に対する本格的な払下げが始まられたのである。

4 アメリカ軍政当局及び李承晩政権の帰属財産の払下

アメリカ軍政当局は1948年7月12日軍政法令第210号「日本政府によって敵性財産〔帰属財産〕として凍結されている財産の解除」に基づき、連合国民の財産の返還を契機にして帰属財産の払下げを一部開始した。アメリカ軍政当局は、先ず財産訴請委員会を設置し、韓国〔朝鮮〕人所有の私有財産を確認する業務を始めている。アメリカ軍の措置——布告令第1号——は、総督府による帰属財産〔動産〕の事前処分の根拠を与え、日本人も財産の私

有権を行使し売買・処分すると言う根拠も創り出した。すなわち帰属財産は、アメリカ軍政当局によって接收・管理される前の段階で親日的な縁故者に既に売却され、アメリカ軍政初期の帰属財産への不確実な政策は、当時広範に展開された労働者の自主管理運動による共同管理を促した³⁷⁾。だが労働者の共同管理なるものは、アメリカ軍政当局から拒否され、以南における反共体制の構築のためアメリカ軍政当局が実施した資本主義経済の担い手の形成を目的とする政策によって、個人縁故者を中心に払下げは始まったのである。

その結果、アメリカ軍政当局の払下げた帰属財産の処分実績は、513件の企業体と839件の不動産、その他916件を併せて合計2258件に上っている³⁸⁾。その後帰属財産は、アメリカ軍政当局が、1948年に李承晩を中心とする以南単独政権を樹立させ、残余の帰属財産を同政権へ移譲する代わりに軍政時代の巨額の財政赤字——400億円——に上る借金を同政権に背負わせることとなる。その上、アメリカ側は、「韓・米間の財政及び財産に関する協定——1948年9月11日締結——」によって、残余帰属財産を同政権に移管したのである。その「財政及び財産に関する協定」によって、帰属財産の支配のみでなく、アメリカの欲する物は無条件で支配しうることを規定し、更に11月の「韓米経済援助協定」によって、アメリカの過剰生産品の無規制搬入を承認させ、それによる以南の財政・経済への支配を認めて行った³⁹⁾ことは、韓・米両国間の「不平等」協定の締結という点で、注目に値する。

それは、帰属財産の個人的な売買を暗々裡に助長して行くこととなる。当時財産の売買を巡って友好的な韓国〔朝鮮〕人の間で縁故権の主張が熾烈になり、特に日本人は、自己財産に対して一時的な管理者を定めようとする経済的行為をも行なった。その管理者には後のアメリカ軍政当局による払下げの過程で、「縁故主義」と言う名の下で優先権が与えられた。彼等は主に植民地時代から既得権を有する商工人・日帝の植民地時代の官僚出身者等の親アメリカ的・親日的人脈に連なる人々である。彼等は、近い将来に払下げされる筈の工場に対する縁故権を夢見ると共に、その夢の実現のために、最も妨げとなる労働者の自主管理運動を必死に阻止する一方、工場建物と施設等

の闇売買を行なった。そのアメリカ軍政当局の帰属財産に対する接収・管理の政策は、管理者の不正腐敗による生産関係の破壊はもちろん、工業生産力の減退を生み、大量失業や低賃金等々の主因として作用したのである。

その帰属財産の処理は、①重要な天然資源、林野及び歴史的価値のある土地・建物・文化財等に公共性があるものか、永久に保存する必要があるもの、②政府及び公共団体から公用として使用するために必要なもの、③国防上又は生活上に緊要な企業体と重要鉱山・製鉄所・機械工場、その他公共性を持つ企業体等を、国営又は公共企業体に指定し、その余りの全てを個人や法人に売却している。又民間への払下げは企業体と不動産・動産・株式及び持分に分けて縁故者・従業員・国家有功者及びその遺族に優先権を与え⁴⁰⁾、次に指名公売・一般公売等で処分し、不動産は15年分納制としたのである。

帰属財産の処理過程では、特に当該業体労働者の権益は、アメリカ軍政当局によって徹底的に排除されている。それに対して、労働者は操業の短縮及び中断や大量の失業の脅威に直面し、滞納賃金及び退職金の支払要求、原料放棄後工場を閉鎖せんとする管理人に対する工場閉鎖反対、不当な解雇に対する反対、労働時間の短縮や管理人の排斥等を内容とする自主管理闘争を全国各地で展開した⁴¹⁾。だが、アメリカ軍政当局は彼等の闘争に対して私有財産権を侵害する非合法的運動と規定し、徹底的に弾圧したのである。

そのことは、韓国〔朝鮮〕工業への経済政策として行なわれたアメリカ軍政当局の帰属財産の接収・管理・払下げが農地分配という農業政策より不徹底な改革であることを語っている。すなわち農地分配においては、アメリカ軍政当局が直接的介入で全てを没収し有償として分配している。一方農地以外の帰属財産の場合には間接的な介入に過ぎず、事実上売買行為によって所有権が移転されている。すなわち工業は巨大な企業を縁故主義に基づき、時価より遙かに低価格で更に長期年賦という最も有利な条件で個人に払下げられている⁴²⁾。上述の如く、「民族解放」後、農業と工業各々における帰属財産が異なる方向に処理されている。従って、アメリカ軍政当局の経済政策は、日本の植民地的遺制の影響を強く残している、と言える。その点から言えば、

アメリカの経済政策はその限界性を露呈し、「民族解放」という歴史的進展過程の中で植民地性を強く残存させたものであったと考えられる。

その農業・工業の間の矛盾政策のみを強調することで、その全体的な方向を見過してはならないと考えられる。と言うのは、当時農業の場合には帰属農地の分配は、食糧を増産する唯一の方法であり、反共体制の構築のための方便であったからである。一方、工業の場合、当時生産の増大が急務とされたが、アメリカ軍政当局による消極的な帰属財産の管理のみでは到底増産が不可能となったため、増産が可能な体制を備えざるを得なくなる。すなわち帰属財産の払下げは反共体制の構築という目的を持ち、韓国資本主義の担い手を創り出すという一措置として推進された⁴³⁾と推測される。そう考えれば、アメリカ軍政当局の経済政策は以南における共産主義体制の阻止、反共体制の構築という基本戦略では概ね一貫している、と言えるのである。

一方、帰属財産の処分について、野党は売却中止を主張したが、李承晩政権は1949年12月19日「国有・国営の企業体を除く全帰属財産を国民又は法人に売却する」という帰属財産処理法を制定・公布し、アメリカ軍政当局から移管された帰属財産の処分に拍車を掛けている。その内容は、①売却対象の帰属財産は合法的で、思想が穩健で運営能力のある善良な「縁故者」、従業員又は農地を買収された者——第15条——とし、それが不能又不適当な場合、一般又は指定公売に掛けて最高入札者に売却すること——第16条——、③売却価格は、当時の時価を下回わらず——第18条——、③代金納付は、最高15年の期限に分割して代金を納付でき——第19条——、2年内に売却代金額の5割以上又は4年以内に〔中略〕7割以上を納付している者に対しては、〔中略〕所有権を移転しうる——第22条——等である⁴⁴⁾。

帰属財産は、「帰属財産処理法——1949年12月19日——」により合計33万件が処理された。李承晩政権は帰属財産を処分する際、管理者に優先権を与える縁故主義を選び、その価格も時価より低く策定している。同政権が縁故主義を選んだことは、アメリカ軍政当局の方針と軌を一にしている。同政権の売却は大部分韓国動乱期と休戦直後に実施されたために、激深なインフ

レーションによって、その償還額は実質価値が大きく下回っている。更に同政権は払下げられた資本を増殖して行くために、市中金利よりも低い銀行資金を豊富に供給し、又税制上の各種優待措置も行なっている。その措置は当時農地改革の過程で、農民に国家財政を理由に苛酷な負担と犠牲を強要した点で見れば、同政権の反民衆性を如実に呈しているのである。

更に生産施設の未整備・生産性の減退で払下げ代金の滞納が酷く、特に朝鮮紡織会社、韓国貯蓄銀行等大企業体の代金の滞納が最も酷くなっている。従って、帰属財産の処分が政府財政に与える効果は最も低く、1949年から1955年迄に帰属財産を処分し、その収入の中で一般財政税入に実際に転入された金額は、平均1.5%に過ぎないものとなっている。1957年以降にも若干の帰属財産の処分金が住宅・中小企業・農業資金のために投入されたが、一般財政税入の僅か1.5%を7年間補充するため、日帝時代の40年間に亘って日本が収奪した財産を売却する⁴⁵⁾と言うに等しいのである。

要するに、アメリカ軍政当局と李承晩政権とは、帰属財産を大部分民間に売却し、特定人の私有財産を創り出している。更にそれを私有化する過程でアメリカ軍政当局の管理制度のために、その殆どが日本人と親密な管理者に占有され、又それは李承晩政権の優先権賦与制と指名公売制を中心とする払下げによって、大部分は縁故者に渡されている。そして「民族解放」後彼等は、資本主義経済の担い手として再生し⁴⁶⁾、帰属財産を植民地時代の縁故者に独占させ、「民族解放」後資本主義経済の中心勢力となって行った。その上、帰属財産の売却代金の政府財政流入への転入度が非常に低く、国家経済への寄与度も見るべきものがなく、政府が極安価な値段で売却している上、銀行資金の低利融資、アメリカ援助による原料及び設備提供等各種の恩恵を与え、以後の企業経営者が政治権力と癒着する途を開くこととなる⁴⁷⁾。

言い換えれば、「縁故者」による管理とその恩恵に基づく帰属財産の払下げは、「民族経済」建設のための民族資本の形成を不可能にさせるものとなっている。すなわち①帰属財産を国有化し、民族経済を国家資本主義的方針によって計画的に発展させる推動力の役割を果たし得ず、②官僚的特権の特惠

を受けた少数の政商の蓄積は、それ以後の韓国における企業風土を大きく汚染させる契機となる。すなわち企業家は、技術革新を通じる利潤上昇という企業活動に努めず、専ら官僚の買収で特恵を得ることに力を入れたために、韓国資本主義は極めて寄生的なものとなる。従って、全体的に見れば、帰属財産の払下げは、日帝の植民地支配下の商人資本家勢力を「官僚独占的産業資本家」に変身させると言う結果を生んだ⁴⁸⁾と言えるのである。

おわりに

「民族解放」後、帰属財産の払下げは、韓国〔朝鮮〕における民族資本の形成と発展にとって重大な契機となっている。それにも拘らず、アメリカ軍政当局の帰属財産の接収→管理→払下げ→財産のアメリカ軍政当局管理から李承晩政権への移譲→同政権による「残余帰属財産」の払下げという一連の過程を通じて、植民地的経済構造は剔抉されるどころか、買弁勢力の形成を伴って再編されるに至ったことが今迄の考察から明らかである。帰属財産の処理過程における諸特徴は、以下のような2点に纏めることが出来る。

すなわち、①アメリカによる帰属財産接収・管理のプロセスは、本質的には韓国〔朝鮮〕の経済・産業に対するアメリカの独占支配の基盤を創り出し、親日的且つ親アメリカ的人物の多くが払下げの過程に参加し、人的にもそれを支える過程となっている。②帰属財産の払下げの過程でアメリカ軍政当局は、以南占領初期に日本人の私有財産権を保護し、その過程で「縁故者」に売却し、国家権力と密着する「官僚資本」が成立している。

更にアメリカ軍政当局による帰属財産処理後の残余財産は、李承晩政権の帰属財産処理法の下で再処分されるが、それはアメリカ軍政当局の近辺にある者、又日帝の植民地下の売弁的隸属資本家或いは李承晩政府と結託した一部特権層に——深刻なインフレの状態の下で価値以下で——払下げされ、極めて非民主的に実施された。その結果、アメリカ及び李承晩政権による帰属財産の払下げは結局の所管理者と結託した官僚独占資本形成の端緒を提供

したと言える。加えて言えば、上述のような帰属財産の払下は、第2次大戦後韓国資本主義の担い手を創出するという歴史的意味をも有している。だがそれは、主に日帝の支配時代の「縁故者」とアメリカ軍政時代の管理者に優先的に提供されることによって、結局以後の韓国資本主義の展開過程でアメリカ依存的官僚独占資本が形成されて行く第一歩となつたのである。

(注)

- 1) 崔 相龍,『美軍政ト韓国民族主義』(ソウル:図書出版ナナム社, 1988年) 18~19頁。
- 2) 朝鮮銀行調査部,『朝鮮經濟年報』(ソウル:1948年) 6 -42頁。
- 3) 森田芳夫,『朝鮮終戦の記録—米ソ両軍の進駐と日本人の引揚—』(巖南堂書店, 1967年) 140頁。
- 4) 同上書, 140頁。
- 5) 李 鐘燼,「美軍政經濟ノ歴史的性格」宋 建浩・陳徳奎(外)編,『解放前後史ノ認識2』(ソウル:図書出版ハンギル社, 1989年) 506頁。
- 6) 同上論文, 506頁。
- 7) 森田芳夫, 前掲書, 933頁。
- 8) 同上書, 933~934頁。
- 9) 同上書, 934頁。
- 10) 同上書, 933~935頁。
- 11) 成 漢杓,「8・15直後ノ労働者自主管理運動」李修仁(外)編,『韓国現代政治史1—美軍占領時代ノ政治史—』(ソウル:図書出版実践文学社, 1989年) 255頁。
- 12) 同上論文, 508頁。
- 13) その中で、特に不動産の場合、農地・果樹園及び東洋拓殖会が所有の全財産と同会社が管理する法人財産等は、新韓公社の管理下に入り、住宅及び店舗等は、所在地の銀行管理に任せられる。その他林野は、アメリカ軍政当局の農務局山林課、漁業権は農商局、文化的物品は鉱工局特許課の管理の下に入ることとなる。森田芳夫, 前掲書, 945頁。

- 14) 成 漢杓, 前掲論文, 507頁。
- 15) 三つの項目「要望事項」とは, 「a)在韓国〔朝鮮〕日本人の救済資金の送付を許可すること, b)韓国〔朝鮮〕人の不法行為から日本人の生命と財産を保護すること, c)日本人の残留財産を保護すること」等がその内容となっている。李 鐘燁, 前掲論文, 531頁。
- 16) 李 大根, 「美軍政下帰属財産処理ニ対スル評価」朴 玄採・李大根(外)編, 『韓国社会研究1』(ソウル:ハンギル社, 1983年) 415~416頁。
- 17) 李 大根, 同上論文, 500頁。
- 18) 同上論文, 502頁。
- 19) 森田芳夫, 前掲書, 293頁。
- 20) 同上書, 286頁。
- 21) 李 鐘燁, 前掲論文, 503頁。
- 22) 森田芳夫, 前掲書, 295頁。
- 23) 李 鐘燁, 「韓国資本主義ノ特殊性」金 潤煥・安 秉直(外)編, 『韓国経済ノ展開過程』(ソウル:図書出版ドルベゲ社, 1981年) 117頁。
- 24) 森田芳夫, 前掲書, 298頁。
- 25) 李 鐘燁, 「美軍政経済ノ歴史的性格」505頁。
- 26) 大韓民國財務部, 「建国一〇周年業績」, 『財政金融の回顧』(ソウル:財務部, 1950年) 120頁。
- 27) 管財令第8号「各種帰属事業体運営に関する件」, 蔣 尚煥, 「解放後対美依存的経済構造ノ成立過程」宋 建浩・朴 玄採(外)編, 『解放40年ノ再認識5』(ソウル:図書出版ドルベゲ社, 1986年) 103頁。だが, 管理官任命の顧問官による帰属財産の任意的運営等の事態に直面するや, 上記の管財令第8号を改正して帰属事業体の管理運営権をアメリカ軍政当局の各部處又はその代行機関の所管長に委嘱すること —— 同令第9号1947年3月31日 —— にしている。
- 28) 蔣 尚煥, 同上論文, 103頁。
- 29) 法令第30号によってアメリカ軍政当局に帰属されている「小事業機関処分に関する件」朝鮮銀行調査部, 『朝鮮経済年報』, 7 -87~88頁。
- 30) 朝鮮銀行調査部, 『朝鮮経済年鑑』(1949年) 5 -48~49頁。

- 31) 金 基元, 「美軍政ノ経済政策ニ関スル研究」韓国放送通信大学, 『論文集』第5集 (ソウル: 韓国放送通信大学出版部, 1986年) 217頁。
- 32) J.Halliday, "The Economies of North and South Korea," J.Sullivan and R.Foss, *Two Koreas-One Future?* (Lanham, Maryland: University Press of America, 1987), p.19.
- 33) 森田芳夫, 前掲書, 293~296頁。
- 34) B.Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol. I:Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947* (Princeton: Princeton University Press, 1981) ,p.200.
- 35) 朝鮮銀行調査部, 『朝鮮經濟年報』, 7~196頁。
- 36) See, SFE 153/4, Disposal of Japanese Property in Korea, 1946.2.20.
- 37) 蔣 尚煥, 前掲論文, 103頁。
- 38) 李 大根, 前掲論文, 424頁。
- 39) 高 峻石, 『南朝鮮經濟史』 (拓殖書房, 1980年) 16頁。
- 40) 姜 萬吉, 『韓国現代史』 (ソウル: 創作ト批評社, 1984年) 230頁。
- 41) 成 漢杓, 前掲論文参照。
- 42) 李 鐘燦, 「韓國資本主義形成ノ特殊性」 113頁。
- 43) 同上論文, 113頁。
- 44) 朝鮮銀行調査部, 『朝鮮經濟年鑑』 5~376~378頁。
- 45) 姜 萬吉, 前掲書, 231頁。
- 46) 同上書, 230頁。
- 47) 蔣 尚煥, 前掲論文, 103頁。
- 48) 同上論文, 106頁。